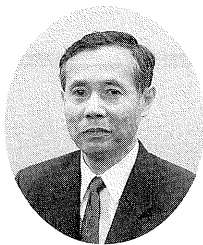


巻頭言

A D R の話

財団法人 日本植物調節剤研究協会 理事
元農林水産省大阪営林局長
民事調停委員

真板道夫



現在、各方面で国の制度が「民間ができるものは民間に」のスローガンの下に民営化されつつあることは、改めて申し上げる必要はありませんが、司法制度にも民営化の動きがあります。裁判に民意を反映させる裁判員制度は、新聞に取り上げられていますが、これから述べるADRは、紛争解決の手続である調停を民間事業者にすっかり委せてしまうというもので、よく知られていない制度だと思います。ADRとはAlternative Dispute Resolutionの頭文字をとったものですが、米国では制度化され、迅速な紛争解決手段として大いに活用されていますので、わが国においても平成13年に始まる司法改革の一環として法制化され、昨年12月「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(略称・ADR基本法)として公布されました。

法律の目的は、民間業者(法務大臣による認証を受けたもの)が紛争の調停を行う制度を創設し、司法の効率化、国民の権利発現の多様化などを図るとされています。そこでいかにも画期的な制度であると思われそうですが、歴史を繙きますと、江戸時代幕府が度々発した「相対済(あいたいすまし)令」によく似ていることが分かります。これは、主として金銭に関する訴訟は為政者が処理せず、寺の住職や隣村の名主を仲裁人に任命し、解決させたのです。解決しますと「済口(すみくち)証文」にまとめ、お上に差し出しました。その写しが村々に伝えられていますが、仲裁人が双方の言分をよく聞き、条理に立って判断し、非道な主張には諄々と説いて正し、双方が納得させて解決に導いた様子が克明に記されています。

認証事業者は、調停にあたり、公正かつ透明な紛争解決手続、秘密の保持義務などの義務を負いますが、紛争解決に当る人は、弁護士である必要はなく、法令の解釈についてその助言を得られればよいとされています。

法の施行は、平成19年5月1日から2年6ヶ月以内で政令の定める日とされていますのでまだ先のことですが、既に私的にADR活動を行っている団体があります。具体的には証券、信託、先物取引、不動産、医薬品、化粧品、エステ、玩具、家電、化学薬品、訪問販売、通信販売、旅行など30以上の団体です。このうち、物資関係団体は、製造物責任法に基づく紛争処理を業務としています。去る3月経済産業省は、管下の団体の紛争処理の実態調査を行いました。ADR基本法の認証団体化を意図していることがありありと読み取れます。

農林水産省所管物資についても、各社に対し苦情が寄せられていると思いますが、業界で苦情処理センターを設け、処理を行っているとは聞いておりません。個別対応で良しとしているのでしょうか。上記調査によれば、会社の窓口での処理より中立的な専門家の判断を信頼するとの意見が多くありました。参考になるのではないのでしょうか。

商品を巡って市民と紛争が生じ、裁判に持ち込まれれば一部運動家に加わり、解決に時間がかかるだけで、決して真の解決は得られないことは、カネミ油事件の教訓があるのですから、食品とか農薬についてはADR法認証機関を設け、将来の紛争に備えてはどうでしょうか。